

議案第 44 号

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市病院事業の設置等に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 216 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(使用料及び手数料の減免) 第 11 条 略 <u>(債権の放棄)</u>	(使用料及び手数料の減免) 第 11 条 略

第 11 条の 2 管理者は、使用料及び手数料(以下この条において「診療費等の債権」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該診療費等の債権の全部又は一部を放棄することができる。

(1) 消滅時効に係る時効期間が経過したとき。ただし、債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。

(2) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 204 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者が当該診療費等の債権につきその責任を免れたとき。

(3) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があつた場合において、その相続財産の額が強制執行の費用並びに当該診療費等の債権に優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないこと見込まれるとき。

(4) 当該診療費等の債権について地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 171 条の 2 の規定による強制執行の手続又は同令第 171 条の 4 の規定による債権の申出等の措置を講じてもなお完全に履行されず、かつ、当該強制執行の手続又は債権の申出等の措置が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと見込まれるとき。

(5) 債務者の死亡、失踪、行方不明その他これらに準ずる事情があり、管理者が徵収の見込みがないと決定したとき。

(賠償責任)
第 12 条 略